

令和6年2月定例会

建設委員会資料
(環境部)

秋田市総合環境センター溶融施設大規模改修工事請負契約の変更契約について

1 変更概要

工 事 名 秋田市総合環境センター溶融施設大規模改修工事
変更前請負額 5,306,400,000円
変更後請負額 5,398,800,000円
増 額 92,400,000円 (※11月議会補正予算議決済)
受 注 者 日鉄エンジニアリング株式会社

2 変更理由

令和5年7月の豪雨による災害ごみの処理を優先し、工事を一部一時中止したため、工期の延長が必要となり、それに伴う経費がかかり増したため変更契約を行うもの。

3 スケジュール（予定）

令和6年3月 変更本契約
7月 2号炉耐火物施工
9月 竣工

し尿および浄化槽汚泥の広域処理について

1 経緯

- ・令和2年12月に男鹿市および潟上市から、両市で組織する一部事務組合が設置したし尿処理施設が、老朽化に伴い令和7年頃に停止時期を迎えるため、本市の汚泥再生処理センターにおいて、広域処理を検討してほしい旨の依頼があった。
- ・本市では、令和2年12月市議会定例会で、スケールメリットが期待できることから広域処理の実施に向けた検討を開始することを報告し、令和3年2月に三市による「し尿および浄化槽汚泥の広域処理検討に係る覚書」を締結した。
- ・各市の担当課長を会員とする秋田市・男鹿市・潟上市し尿等広域処理連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）を設置し協議を進めている。

2 協議内容

これまで、2回連絡協議会を開催し、次の点を確認している。

- (1) 広域処理の可否にかかわらず、汚泥再生処理センター大規模改修工事を令和9年度から令和10年度の2か年で実施する予定であることから、令和11年度以降の受け入れとなる。
- (2) 広域処理に必要な受入および計量設備の設置費用は、全額を男鹿市および潟上市の負担とする。なお、受入および計量設備については、プラントメーカーや他の自治体を調査し今後提示する。
- (3) 男鹿市および潟上市が負担するし尿等処理手数料や広域処理に伴う費用分担は、大規模改修工事に向けた検討の中で試算・提示する。

3 受入可能時期の検討状況

	令和4年度 搬入量実績	令和10年度 搬入量見込	令和11年度 搬入量見込
三市合計	約48,000kL	約38,000kL	約37,000kL
1日当たり の処理量	約224kL	約177kL	約173kL

※汚泥再生処理センターの1日当たりの処理能力175kL

4 スケジュール（予定）

令和6年度 第3回連絡協議会

- ・受入・計量設備の検討
- ・費用分担の考え方

第4回連絡協議会

- ・広域処理の開始時期の検討
- ・広域処理に伴う費用分担の検討
- ・広域処理手数料の積算方法の検討
- ・受入・計量設備の検討

ごみ処理広域化の検討について

1 概要

急速に進む人口減少の中、持続可能な適正処理の確保をめざし、令和3年9月に策定された「秋田県ごみ処理広域化・集約化計画」では、本市について、潟上市や男鹿市などの南秋田郡の町村と広域化・集約化をすすめることが望ましいとされている。

また、本市においても、一定の規模を保つことにより、温室効果ガスの排出削減や1 t当たりの処理費用の増加を抑え、持続可能なごみ処理体制の構築を進めるため、ごみ処理広域化の検討を進めている。

2 これまでの取組

(1) 秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化研究会

秋田市・潟上市・男鹿市等の課長級等で構成する上記研究会を令和5年7月に発足し、次のとおり、ごみ処理の現状等の情報共有や課題の洗い出し等を行った。

ア 第1回 令和5年7月12日

- ・ごみの分別状況、ごみ処理の課題、ごみ処理施設の状況等を検討

イ 第2回 同年11月8日

- ・環境省が制定した「広域化・集約化に係る手引き」に準拠して、①広域化集約化の方式、②費用分担、③ごみの分別区分・有料化、④ごみの収集運搬、⑤過渡期のごみ処理方法等を検討

(2) 共通認識と課題

必要かつ最小限度の施設規模にすることにより財政負担を抑制する必要があることや、広域化にかかる方針は適切な段階で自治体間において協議する必要があることなどが共有されたが、次の課題が明らかとなった。

【秋田市】

- ・現施設でブロック全体の全量受入れは不可能であり施設整備計画の見直しが必要。
- ・施設内や施設周辺などの市内交通量が増加。

【潟上市】

- ・焼却施設は令和10年度まで延命化されており、令和7年度までに方針を決めることになっていることから、早期に暫定的な処理方法を検討する必要がある。
- ・最終処分場の残容量が少ない（令和12年度まで）。

【男鹿市】

- ・搬送の長距離化でコストが高くなる。
- ・排出方法や分別方法の変更が予想されることから、住民理解の促進に向け、それぞれの地域で早い段階から説明が必要。

3 今後の対応

将来にわたり安定的・効率的な処理体制の構築を目指し、災害発生時の対応等も考慮しながら、研究会で出された課題や関係市町村のメリット、デメリット等の検証を行い、6年度内の広域化・集約化に係る方針の決定に向け協議を進める。

(1) 覚書締結

今年度中に、具体的な検討を行う「(仮称) 秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会」を設置するための覚書を関係市町村間で締結。

(2) 協議会発足

覚書締結後、令和6年4月に同協議会を発足。

4 スケジュール（予定）

令和6年	4月	広域化協議会を発足 広域化協議会を開催（第1回～第3回）
	12月	市議会に協議会における検討状況を中間報告
令和7年	2月	広域化協議会の開催（第4回）
	3月	市議会に広域化・集約化に係る方針について報告